

びわ湖疏水船運航に係る運營業務
プロポーザル募集要項

令和5年10月

琵琶湖疏水沿線魅力創造協議会

1 プロポーザル募集の概要

(1) 業務名称

びわ湖疏水船運航に係る運營業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務の目的

琵琶湖疏水（大津から蹴上間）における通船の復活については、沿線の関係団体が連携して、明治期の先人たちが築き上げた貴重な産業遺産である琵琶湖疏水の建設の意義を改めて認識いただき、疏水沿線地域の更なる活性化の源となることを目的に、平成27年度から本格的な復活を目指した取組を推進してきました。

平成29年9月には、この琵琶湖疏水通船復活事業（以下「通船事業」という）を中核事業として沿線の魅力を創造発信するため、琵琶湖疏水沿線魅力創造協議会（以下「協議会」という。）を立ち上げ、平成30年から通船事業を実施しています。

今後も安定的に当事業を継続していくため、現行の運営体制の改善や、効率化を図っていく必要があります。令和6年からの3年間を、事業の安定化・持続化のための期間と位置付けます。

本業務は、通船事業において、安全かつ魅力的な船舶運航、国内外から幅広く乗船客を募集する乗船券等の販売および通船事業を組み入れた商品の企画・販売等、事業の実施運営を協議会にかわって行うこと、及び協議会と連携し、持続可能な事業の運営体制の構築に向けた取組を行うことを目的とします。

本業務を受注する事業者は、プロポーザル方式により選定します。

(3) 業務内容

仕様書に記載のとおり

(4) 業務期間

令和6年1月1日から令和8年12月31日

(5) 契約期間

令和6年1月1日から令和8年12月31日

(6) 契約変更・更新について

持続可能な運営体制の構築に向けて、期間中に契約内容の見直しが必要な場合は、協議会と受託者が協議のうえ協議会の承認により契約内容を変更できるものとします。

また、契約期間終了時に協議会と受託者が協議のうえ協議会が承認した場合には、契約を延長することができるものとします。

(7) 委託費用

乗船チケット等販売における乗船料収入は全額受託者の収入とし、受託者は原則として当該収入によって本事業の運営に係る費用を賄うこととします。また本業務の実施に当たる収益（黒字）について、協議会への売上納付金の取扱いとすることとします。

(8) プロポーザルの提案

本件プロポーザルへの参加を希望する者は、この要項等に基づき、協議会が必要とする要件をすべて満たすか、同等以上のものを提案してください。

2 参加資格要件

本件プロポーザルの参加資格は、次に掲げる要件を全て満たす者とします。

なお、複数の法人等によるグループも可とします。この場合、グループ内の全ての法人等が本項(1)～(4)に規定する参加資格を有することを要することとします。また、質疑や書類の提出等は、グループ内で代表の法人等を定め、当該法人等がまとめて行ってください。

- (1) 本件公表の日から、受託候補者を通知する日までの間において、京都市及び大津市の規定に基づく競争入札の参加停止の期間が含まれていないこと。
- (2) 会社更生法、民事再生法等による手続を行っている法人等でないこと。
- (3) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (4) 本業務の主旨を十分に理解したうえで、本業務を確実に実施できること。

3 提出書類及び提案書の内容

(1) 提案書類等

① 提案書（任意様式）

仕様書に定める船舶運航（運航スケジュール、ダイヤ等を含む。）及び販売体制構築並びに収支計画を含めた契約期間中の事業計画について、企画提案書を提出してください。なお、企画提案書については下記の項目を明記し提出してください。

- ・運営に関すること
- ・乗船客の安全確保に関すること
- ・乗船客対応に関すること
- ・スケジュールに関すること（契約期間中の事業スケジュールを提出してください）
- ・過去5年間の類似案件実績一覧表および主な実績業務についての概要資料

② 本業務の履行に係る体制表（任意様式）

本業務の履行に係る業務体制について、任意様式により提出してください。

③ 見積書（任意様式）

仕様書及び提案書の内容に基づき、本業務に係る費用を積算した見積書を提出してください。併せて、見積額の内訳が明確にわかるように明細を添付してください。

4 提出方法等

- (1) 前項に示した提出書類は、次の受付期限までに、所定の部数を提出してください。

提出書類	受付期限※	部数
前項(1) 提案書類等	令和5年11月14日（火）まで	紙出力 各5部 併せて、全提出書類の電子データを送付してください。

※ 受付時間は、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）とします。また、京都市の休日を定める条例第1条に定める休日には、受付を行いません。

提出書類当は、持参又は郵送の方法によることとします。郵送の場合は、受付期限までに到達することを要します。また、電子データの送付も受付期限までに到達することとします。

(2) 提出書類作成に係る質問受付期限

令和5年10月30日(月)午後5時まで(必着)

※期限を過ぎた質問は受け付けません。

ア 質問は、電子メールにより提出してください(任意様式)。電子メールの送付後、確認のため、電話にて連絡してください。

なお、面談又は電話での質問は一切受け付けません。

イ 質問への回答は、令和5年11月6日(月)までに提案者に対し質問事項及びその回答を電子メールで通知します。

5 選定方法

- (1) 提出書類の審査は、各提案者の提出書類を別紙「びわ湖疏水船運航に係る運營業務評価表」の基準に基づき、審査者1名当たり150点満点で採点し、その合計点を当該提案者の評価点数(750点満点)とします。
- (2) 審査者は、協議会委員5名をもって構成します。
- (3) 最高の評価点数を獲得した者を受注候補者として選定します。ただし、評価の合計点数が450点未満である場合は、受注候補者として選定しないことがあります。
- (4) 審査の結果、最高の評価得点を得た者が2以上ある場合は、審査者の協議により受注候補者を決定します。
- (5) 提案者が1者のみであった場合も、審査を行うこととします。
- (6) 協議会は、提案者と本業務に向けた協議を行い、これが整えば契約を締結することとします。

6 選定結果の通知及び公表

選定結果は、令和5年11月22日(水)頃に提案者に対して書面により通知します。

また、契約の相手方を選定した後に、選定結果、参加した事業者及び評価点その他契約の相手方を選定した理由が分かる情報を公表します。

7 提案における留意事項

- (1) 提出書類の作成及び提出に係る一切の費用は、提案者の負担とします。
本事業内容の詳細は、提案者が選定した後でも、協議により内容を変更する場合があります。提案者選定後の契約については、別紙標準契約書様式を標準とし、協議会と協議のうえ締結することとします。
- (2) 提案書の表題は、「びわ湖疏水船運航に係る運營業務に係る提案書」としてください。
- (3) 提案に当たっては、仕様書を踏まえて具体的な実現方法を示し、提案を求めている事項については、何らかの提案を行ってください。
- (4) 提案の書式は任意とします。
- (5) 提出された企画提案書等は返却しません。また、提出者に無断で企画提案書等を使用

することはありませんが、公文書公開請求があった場合、公開する場合があります。

- (6) 本契約により制作された制作物の著作権は、協議会に帰属することとします。
- (7) 一度提出した企画提案書等の差替え及び再提出には、原則として応じません。受付期間内であっても同様とします。
- (8) 受託者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密情報を本業務の目的以外のために使用し、又は、第三者に漏えいしてはいけません。

8 主なスケジュール (予定)

提案募集開始	令和5年10月24日(火)
質問受付期限	令和5年10月30日(月)午後5時(必着)
質問回答	令和5年11月6日(月)まで
提案書類提出期限	令和5年11月14日(火)午後5時(必着)
受注候補者の決定通知	令和5年11月22日(水)頃
契約締結	令和5年12月上旬

※ 上記のスケジュールは、事情により、変更する場合があります。

9 問合せ及び提出先

〒604-0924 京都市中京区河原町通二条下ルー之船橋入町 384 番地 ヤサカ河原町ビル 8 階 公益社団法人京都市観光協会内 琵琶湖疏水沿線魅力創造協議会事務局 (担当 小森・徳持・園田) メール biwako_sosui@kyokanko.or.jp 電 話 075-213-1212 F A X 075-213-1133
--

10 別紙資料

- ① 仕様書
- ② 標準契約書様式

びわ湖疏水船運航に係る運營業務
評価表

各評価項目について、加算点を以下の5段階にて評価する。

- A 協議会の条件を踏まえた具体的かつ独自の工夫が見られ、抜群の効果が見込まれるもの・・・配点の100%
- B 協議会の条件を踏まえた具体的な工夫が見られ、高い効果が見込まれるもの・・・配点の75%
- C 協議会の条件を踏まえた具体的な工夫が見られ、一定の効果が見込まれるもの・・・配点の50%
- D 協議会の条件を踏まえた具体的な工夫が見られ、若干の効果が見込まれるもの・・・配点の25%
- E 仕様は満たしているが具体的な工夫が見られない又は効果が見込まれないもの・・・0点

項目	詳細項目	評価	配点
① 運営に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容は仕様書に定める要件等を十分に満たす内容となっているか。 ・通船事業の趣旨・目的を的確に把握し、より魅力的な商品造成につながる提案となっているか。 ・観光資源を活用した観光客を取り巻く環境を理解したうえで、通船事業の持続的な運営につながる提案ができているか。 		30
② 乗船客の安全確保に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ・乗船客に対して、高い安全性を担保できる運営体制が構築されているか。 ・緊急時の事故を想定した十分な対策が講じられているか。 		30
③ 乗船客対応に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ・クレーム発生時を含め、乗船客の満足度向上を図る仕組みが提案されているか。 		20
④ スケジュールに関する事	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年からの3年間で、現行の運営体制を改善できるようなスケジュールになっているか 		20
⑤ 類似案件実績	<ul style="list-style-type: none"> ・信頼性のある実績を有しているか。 		10
⑥ 収支計画	<ul style="list-style-type: none"> ・業務内容に対して適正な収支計画となっているか。 		40
合計			150